

議案第20号

教育長の臨時代理による事務の承認について

(図書館条例施行規則中改正)

平成30年3月14日図書館条例施行規則の改正について教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、臨時に事務を代理したので承認されたい。

平成30年3月28日

横須賀市教育委員会

教育長 新倉 聰

図書館条例施行規則の一部を改正する規則

図書館条例施行規則（昭和49年横須賀市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「来館できない者」を「来館できないもの」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

条文の表記を整えるため。

(参照)

教育長に委任する事務等に関する規則（抄）

(委任の範囲)

第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(中略)

(3) 教育委員会規則及び教育委員会訓令の制定又は改廃に関すること。

(中略)

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、前条各号に掲げる事項について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の教育委員会会議に報告し、その承認を得なければならない。

(障害者に対する館外利用)

もの

第3条 身体に障害がある者で図書館に来館できない者（第2条第2項第2号に該当する者を除く。）は、図書館において登録を受けた場合は、郵送等により図書資料の貸出しを受けることができるものとする。

- 2 前項に規定する郵送等に係る費用は、市の負担とする。
- 3 第2条第3項の規定にかかわらず、貸出期間（郵送等に要する期間を含む。）は30日以内とする。